

大津駅観光案内所レンタサイクル利用規約

この利用規約は、お客様が大津駅観光案内所（以下「案内所」といいます）のレンタサイクルを利用していただく際に遵守していただく事項について規定しています。利用者は、この利用規約に同意の上、レンタサイクルを利用していただくことになります。

1. 利用申込み

利用申込みは、レンタルサイクル予約システムまたは案内所窓口で行うことができます。

- (1) 案内所窓口でお申込の際は、案内所の営業時間内（9:00-18:00）に来所いただき、利用申込書に必要事項の記入をお願いします。
- (2) 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、学生証、在留カード、パスポート等）を提示してください。なお、身分証明書は複写させていただきます。身分証明書をお持ちでない場合は、自転車の貸し出しをいたしかねますのでご了承ください。
- (3) 18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意書が必要となります。
- (4) 利用申込書に虚偽の記載をされた場合には、利用をお断りすることがあります。
- (5) お一人様に同時に複数の自転車を貸出しすることはできません。
- (6) 自転車の解体はお断りいたします。（ご利用時に解体され、貸出し時の状態で返却されていない場合、メンテナンス料金が発生する場合があります）

2. 予約

- (1) ご利用の事前予約が可能です。事前予約は、貸出し希望日の3ヶ月前から前日18時までにレンタルサイクル予約システムからの受付または案内所に来所、もしくはお電話にて受付いたします。
- (2) ご予約の際は、希望日時、氏名、年齢、電話番号、自転車の種類（クロスバイクまたは電動アシスト付き）、台数を伺います。
- (3) 貸出し状況によって、ご希望に添えない場合がございます。
- (4) ご予約を受けた場合でも、貸出し日時までに自転車の故障や事故、盗難等の車両トラブルが発生した場合、ご予約当日に貸出しできない場合がございます。ご了承の上ご予約をお願いいたします。
- (5) 貸出日当日、予約時間に遅れる場合は、事前に案内所に電話連絡をしてください。なお、事前のご連絡がなく、予約時間から1時間以上経過した場合は自動キャンセルとなりますのでご注意ください。
- (6) 予約をキャンセルされる場合は、必ず予約時間前にご連絡をお願いいたします。
- (7) 事前予約がなくても当日の貸出しは可能です。ただし、ご予約の方を優先させていただきます。

3. 利用料金

●利用料金：1 時間 500 円

※1 時間未満の利用は 1 時間に繰り上げて計算します。

(1) お支払いは現金のみとさせていただきます。クレジットカード・電子マネー・その他キャッシュレス決済はご利用いただけません。

(2) 貸出し時に、利用予定時間分の料金を前払いでお支払いいただきます。なお、予定時間前に返却された場合でも、料金の払い戻しはいたしませんのでご注意ください。

(3) 返却予定時間を過ぎた場合は、ご返却時に超過料金をお支払いいただきます。超過料金の計算は 1 時間単位で行い、1 時間未満は 1 時間に繰り上げます。

4. 利用期間

利用期間は案内所の営業時間内（9:00-18:00）です。必ず当日中に返却してください。翌日以降の返却はできません。

5. 自転車の引渡し

自転車の引渡しに当たっては、案内所職員の取扱説明を受けるとともに、次の項目を点検・確認してください。

（タイヤの空気圧／サドルの高さ／ライト／ブレーキの効き／ハンドルの曲り／ベルの鳴り）

6. 自転車の返却

(1) 利用申込みの際に指定された貸出当日中の予定時間内に返却してください。延長をご希望の場合は、必ず事前に案内所に連絡をしてください。ただし、ご予約等でご希望に添えない場合がございます。

(2) 案内所以外の場所に返却することはできません。

(3) 連絡のないまま返却時間を大幅に過ぎる等、悪質と判断した場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置を取る場合があります。

7. 自転車の故障

【1】パンク修理

(1) 利用中に発生したパンクについては、案内所に連絡の上、利用者が最寄りの自転車店等に持ち込み、修理を行ってください。

(2) 修理にかかった費用は、利用者負担となります。

【2】その他の修理

(1) 故障発生時は直ちに利用を中止し、案内所に連絡のうえ、自転車を返却してください。

- (2) 利用者に起因する故障は、利用者負担で修理していただきます。
- (3) 事前の了解なく修理した場合の費用は負担できません。
- (4) 故障により第三者に損害が発生した場合、案内所に起因しない限り責任を負いません。
- (5) 遠方で自力走行不能となった場合、回収費用は利用者負担となります。

8. 自転車の盗難・紛失

- (1) 離れる際は必ず施錠してください。
- (2) 盗難・紛失発生時は速やかに警察と案内所へ連絡してください。
- (3) 無施錠による盗難・紛失は違約金を請求する場合があります。
- (4) 放置禁止区域での撤去費用は利用者負担となります。

9. 事故および保険加入（改定）

- (1) 第三者による事故・盗難で発生した損害について、案内所は責任を負いません。
- (2) 事故発生時は速やかに警察への届出と案内所への報告を行ってください。
- (3) 示談等は利用者の責任で行ってください。
- (4) 案内所が損害を被った場合、利用者に賠償を請求することがあります。
- (5) 滋賀県では条例により、自転車を利用する方は自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられています（滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第 14 条）。
- (6) 案内所では、自転車貸出時に利用者が自転車損害賠償保険等に加入しているかを確認します。未加入の場合は、条例に基づき、利用開始前に当該保険へ加入していただく必要があります。

10. 付属品の紛失・破損

鍵等の付属品を紛失・破損した場合は、交換料を実費負担していただきます。後日発見されても払い戻しはいたしません。

11. 禁止事項

利用者は、次の行為をしてはなりません。

- (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2) 危険箇所・その他不適切な場所での利用
- (3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4) 自転車及び備品の改造等現状の変更
- (5) 運転中に自転車の異常（パンク等）を認めた場合に、運転を継続する行為
- (6) 利用申込者以外の第三者に使用させること

12. 規約等の変更

利用規約・営業時間・サービス内容は予告なく変更される場合があります。

13. 利用取り消し

- (1) 利用者が利用規約に違反した場合は、貸出期間中であっても利用を取消し、自転車を返還していただきます。
- (2) 利用取消の場合でも料金の払い戻しはいたしません。
- (3) 規約違反により案内所または第三者が損害を被った場合、利用者に賠償を請求することがあります。

14. 個人情報の利用

案内所は、利用者の個人情報を以下の目的で利用します。

- (1) レンタサイクルの利用に際しての利用者としての審査のため。
- (2) 利用者がレンタサイクルを利用している間における各種連絡のため。
- (3) 案内所の事業活動および市場調査に関する分析・統計のため。

規約制定 2025 年 10 月 1 日